南沢五丁目地区 地区計画原案 概要をお知らせします

市では、旧企業グラウンド跡地を含む南沢五丁目の約11・1ヘクタールの地区について、計画的な土地利用転換を推進し、活気ある市街地の形成を図るとともに、商業・住居・福祉等の機能が調和したまちづくりを推進することなどを目標に、地区計画の決定に向けて取り組んでいます。

この地区計画の原案は、地区を「近隣商業地区」「都市型住宅・業務地区」「中高層住宅地区」「低層住宅地区」に区分し、旧企業グラウンド跡地である「近隣商業地区」（約6・3ヘクタール）は、商業施設の立地を誘導していくものです。

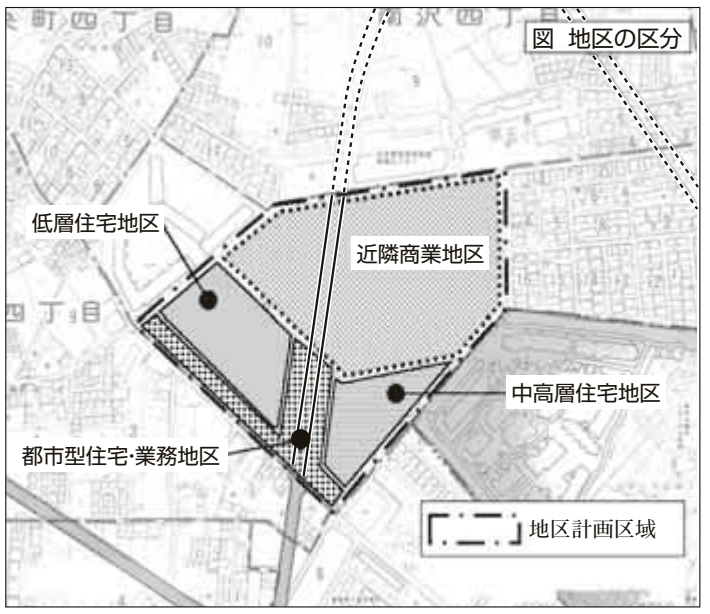

この「近隣商業地区」は、公園・広場や緑地、歩道状空地を配置するとともに、市道209号線（五小通り）の拡幅も行います（事業者とは、これらの施設や地区内の市道110号線の整備を事業者が行うことなどを定めた「公共施設等に関する協定書」を締結済みです）。さらに、建築物の用途の制限、建築物の容積率・建ぺい率・高さの最高限度、壁面の位置の制限なども設け、周辺住宅地や文教施設に配慮する計画となっています。

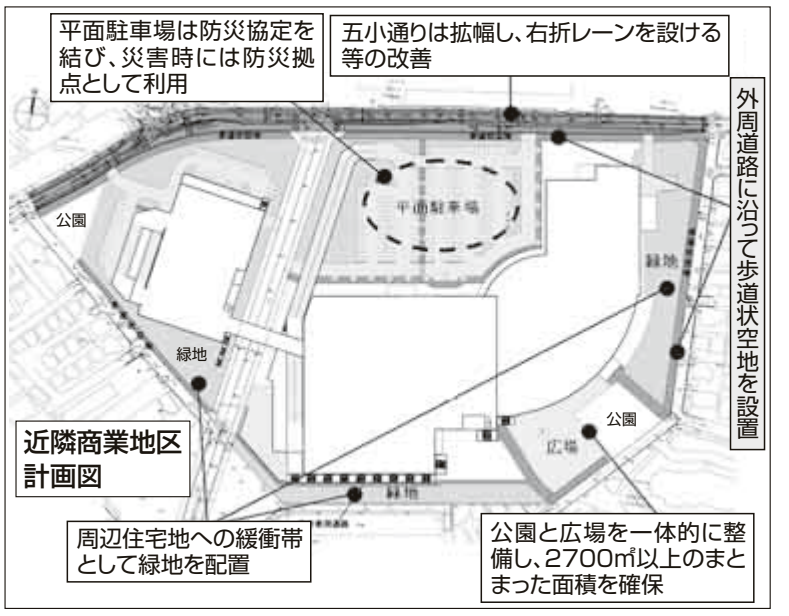

「都市型住宅・業務地区」「中高層住宅地区」「低層住宅地区」は、今回、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さなどに関する地区計画による制限は設けていませんが、今後各地区の皆様と話し合いながら、これらを定めていきたいと考えています。

商業施設の立地誘導に関して、交通状況、振動・騒音などのご心配のお声も頂戴していますが、東京都環境影響評価条例による手続きなどに基づき対応を図っていきます。

今後、南沢五丁目地区地区計画案は、都市計画法第17条に基づき、公示・縦覧を行い、市民の皆さんや利害関係者からのご意見を頂くとともに東久留米市都市計画審議会に諮り、地区計画の策定の手続きを行っていきます。当該地区についての経緯と概要は、11月2日（月）から市ホームページでご覧になれます。

詳しくは都市計画課土地利用計画担当☎470・7768へ。

都営住宅への入居者を募集します

都営住宅の入居者を、11月2日（月）から募集します。申し込み資格等、詳細は募集案内をご覧ください。

申し込み資格

（1）家族向＝①都内に居住する成年者（20歳未満の既婚者含む）であること②同居親族がいること③世帯の所得が所得基準内であること④住宅に困っていること⑤暴力団員でないこと

（2）単身者向＝①都内に3年以上居住している60歳以上またはその他の条件を満たす単身者であること②現に同居している親族がいないこと③所得が定められた基準内であること④住宅に困っていること⑤暴力団員でないこと

（3）定期使用住宅（若年ファミリー向）＝家族向の申し込み資格に加え、①申込者本人を含め、同居親族全員が45歳未満であること②世帯構成が夫婦および子の世帯であること③世帯に18歳未満の子が3人以上（うち最低1人は小学校5年生以上）いて、全員が都営住宅に入居できること

※（3）・（4）の定期使用住宅とは、10年に限り入居できる住宅です。

（5）若年ファミリー向＝定期使用住宅（若年ファミリー向）と同じ

【申し込み用紙等の配布】土曜・日曜日、祝日を除く11月2日（月）～11日（水）の午前8時半～午後5時に都市計画課（市役所5階）および上の原・滝山・ひばりが丘の各連絡所、東京都住宅供給公社募集センターおよび同公社の各窓口センター、都庁、都内市区役所または町村役場で配布。なお、都庁第一本庁舎1階北側東京観光情報センターや東京都住宅供給公社募集センターでは、11月3日（祝）・7日（土）・8日（日）の午前9時半～午後5時も配布

※11月2日（月）～11日（水）の間、東京都住宅供給公社ホームページから申込書と募集案内を取得することができます。

【申込受付期間】11月16日（月）までに、渋谷郵便局に届いたものに限り受け付けます

詳しくは都市計画課☎470・7762または東京都住宅供給公社募集センター☎0570・0108 10（土曜・日曜日、祝日を除く11月2日～11日。その他の期間は☎03・3498・8894（土曜・日曜日を除く）へ。

◆東京都住宅供給公社ホームページアドレス
http://www.to-kousya.or.jp/

年末調整等説明会を開催します

給与の支払者を対象に、21年分年末調整や法定調書等の作成について、説明会を開催します。

【日時】11月18日（水）午後1時半～4時
【会場】東久留米市役所7階701会議室

当日直接会場へ。車での来場は、ご遠慮ください。

詳しくは東村山税務署法人課税第2部門☎042・394・6811へ。

「e－Tax（イータックス）」をご利用ください

源泉所得税の納付は「e－Tax」の利用が便利です。ぜひご利用ください。

詳しくは、「e－Tax」ホームページまたはヘルプデスク☎0570・015901へ。

◆「e－Tax」ホームページアドレス
http://www.e-tax.nta.go.jp

ご存じですか

交通事故に遭った場合の治療と国民健康保険

交通事故など、第三者の行為によって受けた傷病の治療に国民健康保険（以下、国保）を使うときは、必ず「第三者行為による傷病届」の提出が必要になります。

この届け出を行うことにより、国保では、一時的に医療費を立て替え、後で被害者に代わって加害者に医療費を請求します。

国保へ届け出する前に示談をしたり、治療費を受け取った場合、国保へ届け出がなかった場合は、被保険者証が使用できなくなることがありますので、ご注意ください。

詳しくは保険年金課国民健康保険係☎470・7733へ。

国民年金だより

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象です。

確定申告等で国民年金保険料が社会保険料控除として申告ができるのは、1月～12月の間に支払った分の保険料です。申告をする際には、納付した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。このため、9月30日までに納付した国民年金保険料額を証明した控除証明書「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が社会保険庁から11月上旬に送付されます。年末調整、確定申告の手続きの際には、この証明書と10月1日以降に納付した領収証書が必要になりますので、大切に保管してください。なお、家族の国民年金保険料を納付した場合には、納付した方が社会保険料控除として申告することができます。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する問い合わせは、控除証明書専用ダイヤル、または武蔵野社会保険事務所☎0422・56・1411へ。

※控除証明書専用ダイヤル（11月2日～22年3月13日の平日午前9時～午後5時）☎0570・070・117、IP電話等の方は☎03・6700・1130へ。

中央町一丁目に所在する市有地を売却します

市有地を競争入札により売却します。案内書は11月10日（火）から管財課（市役所4階）で配布します。また、市ホームページでもご覧いただけます。

【物件】所在地＝中央町一丁目1119番2▼地目＝宅地▼面積（実測）＝915・52平方メートル▼参考価格＝1億9500万円。参考価格は入札の際の目安となるものです

【参加者の資格】個人または法人

【売却方法】競争入札

【要項配布期間】11月10日（火）～26日（木）

【入札日】11月27日（金）
【契約締結日】12月4日（金）
【売却代金の納入】12月11日（金）までに納入してください

詳しくは同課管財係☎470・7718へ。

振り込め詐欺の被害が急増しています
「電話でお金はあげません」運動へのご協力をお願いします

警視庁では、振り込め詐欺対策を集中的に実施しています。また、これまでの「三つの運動」（「家族の合い言葉運動」「ATM利用限度額引き下げ運動」「不審な電話110番通報運動」）と併せて、振り込め詐欺の完全撲滅を目指します。

皆さんには、「電話でお金はあげません」運動へのご協力をお願いします。

「電話でお金はあげません」運動のポイント

◎お金が必要という電話があっても、「すぐにお金を振り込まない」ことをあらかじめ親族で話しておく

◎そのような電話がきたときは「自分できちんと説明しに来なさい」と叱（しか）る

詳しくは警視庁振り込め詐欺緊急対策本部☎03・3581・4321（内線3912 5）または市防災防犯課防災防犯係（内線2223）へ。